

# ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

## どんな事業？

ひとり親家庭の母、父またはその子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、講座の受講費用の一部が支給されるものです。

## 支給額は？

受講方法	支給条件	① 受講開始時給付金	② 受講修了時給付金	③ 合格時給付金
通信制	支給割合	40%	50%から①を引いた額	10%
	上限額	10万円	12万5千円 (①+②の上限)	15万円 (①+②+③の上限)
通学制 ・ 通学および 通信併用	支給割合	40%	50%から①を引いた額	10%
	上限額	20万円	25万円 (①+②の上限)	30万円 (①+②+③の上限)

※①②の額が4,000円以下の場合の対象外

※③合格時給付金は、受講修了日から2年以内に認定試験の全科目に合格することが条件です。

## 対象者は？

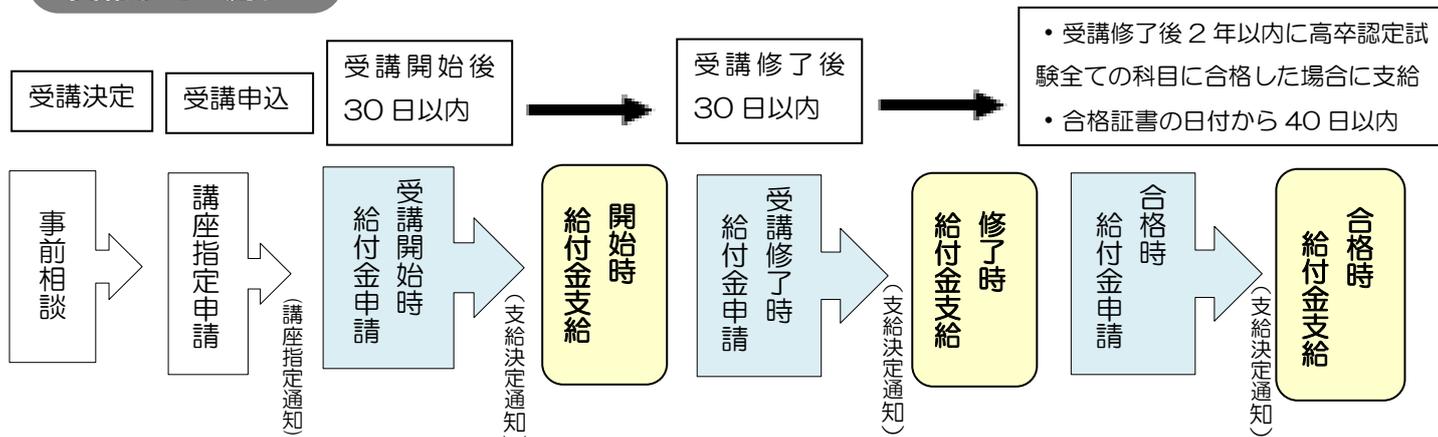
市内に住所があり、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母、父またはその子ども(20歳未満)で下記①～③の要件全てを満たす方。

- ①就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方
- ②自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ③過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けていない方

## 事前相談について

支給を希望する方は、制度内容の説明と受講内容等について事前相談を行う必要があります。

## 支給までの流れ



【お問合せ】 花巻市健康こども部こども家庭センター児童家庭係 電話：0198-41-3575

## よくある質問

## 裏面

Q1. ひとり親家庭の子どもが受講する場合、その親は自立支援プログラムの策定等を受けている必要がありますか？

A. 自立支援プログラムの策定等の支援については、対象講座を受講する本人が受けていることが必要です。

Q2. 予備校等で大学受験合格を目指すコースを受講中に高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）を受験する場合は、当該コースを対象講座としてもいいですか？

A. 高卒認定試験の合格を目的とした講座ではなく、大学受験合格を目的とした講座のため、対象外となります。

Q3. 高等学校卒業程度認定試験に合格すると、高校を卒業した扱いになりますか？

A. 高等学校卒業程度認定試験に合格すると、高校を卒業した者と同等以上の学力があると認められますが、高校を卒業した扱いにはなりません。しかし、「高卒者と同等」の扱いになり、大学・短大・専門学校を受験資格が得られ、就職や資格試験の受験にも活用することができます。

Q4. 高等学校卒業程度認定試験は年に何回ありますか？

A. 高等学校卒業程度認定試験は年に2回行われます。詳細については、各学校へ確認するか、「文部科学省 高等学校卒業程度認定試験」でインターネットから検索できます。

### 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給額（例）

〈通学制、受講料総額 30 万円の場合〉

① 受講開始時給付金

→  $30 \text{ 万円} \times 40\% = 12 \text{ 万円}$  < 支給上限額：20 万円  
**支給額 12 万円** (①の額)

② 受講修了時給付金

→  $30 \text{ 万円} \times 50\% = 15 \text{ 万円}$   
 $15 \text{ 万円} - 12 \text{ 万円 (①の額)} = 3 \text{ 万円 (②の額)}$   
 $12 \text{ 万円 (①の額)} + 3 \text{ 万円 (②の額)}$  < 支給上限額：25 万円  
**支給額 3 万円** (②の額)

③ 合格時給付金

→  $30 \text{ 万円} \times 10\% = 3 \text{ 万円 (③の額)}$   
 $12 \text{ 万円 (①の額)} + 3 \text{ 万円 (②の額)} + 3 \text{ 万円 (③の額)}$  < 支給上限額：30 万円  
**支給額 3 万円** (③の額)